

長崎市監査公表第 13 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 27 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計
同 林 広 文

1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査(令和 3 年 3 月 26 日付 長崎市監査公表第 4 号)

2 監査の期間

令和 2 年 9 月 4 日から令和 3 年 3 月 19 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	まちづくり部	都市計画課

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
まちづくり部 都市計画課	<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 自動車の臨時運行許可証等の交付について 道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行に係る許可事務については、長崎市組織規則第7条において都市計画課の分掌事務と規定されているが、各地域センターが受付、許可証等の交付までを行い、交付後に申請書類を都市計画課に送付し、都市計画課で決裁を行っている。自動車の臨時運行許可に係る決裁について、許可証等の交付前に都市計画課において適正に行われたい。</p> <p>また、同法第35条第6項に定められた期日を過ぎた返納日を記載した許可証を発行している事例が見受けられた。同法第108条には返納が遅れた場合の罰則規定があるため、誤りがないよう適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>地域センターにおいて申請受付後、都市計画課の決裁を受けてから許可証を交付する適正な処理を行うこととし、5月の地域センター所長・係長会議で説明を行った後から実施している。</p> <p>また、返納日が法に定められた期日内であるかの確認も都市計画課での決裁時に行っている。</p>
まちづくり部 都市計画課	<p>1 収入事務について</p> <p>(2) 長崎市高島港ターミナルの港湾施設使用料に係る督促状の未発送について 長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例第2条第1項により、使用料等を納期限までに納付しない者に対しては、納期限後30日以内に督促状を発しなければならないと規定されているが、これを行ってなかった。</p> <p>督促状の発送は債権管理の前提となる重要な行為であるため、条例の規定に基づき督促状を発し、適切な債権管理を行われたい。</p>	<p>督促状の発送を含め、債権管理に係る根拠条例等を課内で確認し合い、職員一人ひとりの債権の重要性に対する認識を深めた。</p> <p>督促状については、条例の規定に基づき発送するよう改め、その徹底を図るため、督促状を発送すべき対象者を適宜確認できるように、歳入金徴収簿を10日ごとに複数人でチェックするよう業務の見直しを行った。</p>

所属名	指摘	措置
<p>まちづくり部 都市計画課</p>	<p>1 収入事務について (3) 神ノ浦港及び池島港における港湾施設の車両通過料に係る消費税の取り扱いについて 長崎県からの権限移譲により徴収する長崎県港湾管理条例第13条第1項に規定する港湾施設の車両通過料について、消費税法の一部改正に伴い、同条例が改正され令和元年10月1日から施行されているが、市が消費税の取り扱いについて誤認していたため、改正前の額で長崎県へ徴収実績の報告及び納付を行っていた。適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和元年10月1日から令和2年3月31日までの車両通過料について、適正な納付額と既納付の差額を令和2年12月に長崎県へ納付した。 なお、令和2年4月以降は、適正な事務処理を行っている。</p>